

災害対策に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱

制定	平成 3 年 8 月 1 2 日		
	平成 3 年 1 0 月	要綱第 6 0 号	
改正	平成 5 年 6 月	要綱第 4 9 号	
改正	平成 1 3 年 6 月	要綱第 1 5 3 号	
改正	平成 2 1 年 4 月	要綱第 1 6 0 号	
改正	平成 2 6 年 3 月	要綱第 4 1 号	
改正	平成 2 7 年 4 月	要綱第 3 1 9 号	
改正	平成 2 8 年 1 1 月	要綱第 2 4 3 号	
改正	平成 3 0 年 3 月	要綱第 4 1 号	

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応に従事した職員（以下「従事職員」という。）に対する交通費等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 前条の災害とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律 1 1 2 号）第 2 条第 4 項に定める武力攻撃災害ならびに品川区災害弔意金および災害見舞金の支給要綱（昭和 5 0 年制定）第 3 条および第 6 条に定める事象をいう。

2 前条の対応とは、前項に掲げる災害に関する情報収集や現場作業等に従事した職員の事務をいう。

(支給対象者)

第 3 条 交通費等は、従事職員に対し支給する。

(交通費)

第 4 条 従事職員が参集に要した交通費（自家用車等を利用した場合を除く。）については、その実際に要した費用を支給する。ただし、参集経路の全部または一部が通勤定期利用区間である場合にはその部分については支給しない。

2 前項において、従事職員が緊急かつやむを得ない事情によりタクシーを利用した場合その利用が必要かつ相当と認められるときには、当該利用に要した費用を支給する。

(洗濯代)

第 5 条 従事職員のうち災害発生現場また発生のおそれがある現場に出動した者には防災服洗濯代を支給する。

(食事の提供)

第 6 条 従事職員には必要に応じて食事を提供する。

(委任)

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成3年8月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。